

専決処分事項（令和3年度東京都東村山市一般会計
補正予算（第1号））の報告

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和3年5月21日報告

東村山市長 渡 部 尚

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算
(第1号) 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和3年4月15日専決

東京都 東村山市長 渡 部 尚

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度東京都東村山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,326,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月15日

東京都東村山市長
渡 部 尚

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		11,381,153	88,541	11,469,694
	2 国庫補助金	812,807	88,541	901,348
歳入合計		59,237,536	88,541	59,326,077

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,600,575	2,733	5,603,308
	1 総務管理費	4,352,330	2,733	4,355,063
3 民生費		30,419,815	85,808	30,505,623
	2 児童福祉費	12,057,677	85,808	12,143,485
歳 出	合 計	59,237,536	88,541	59,326,077